

令和2年度 第7回新型インフルエンザ等対策本部概要

日時：令和3年1月8日(金) 午前9時

場所：本庁舎5階 庁議室

【議題】

- 1 対策本部の設置について
- 2 公の施設の対応について
- 3 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた職員の勤務体制等について
- 4 新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針の見直しについて
- 5 教育委員会の対応について
- 6 その他

【結果】

- 1 緊急事態宣言が発出されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定により「茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部」を設置することとした。
- 2 公の施設の使用時間を令和3年2月7日まで原則20時までとし、20時以前の利用についても使用の自粛を促すこととした。
- 3 職員の感染防止のため、在宅勤務制度及び勤務時間等の柔軟化並びにサテライトオフィス勤務など柔軟な勤務体制を運用し、職員相互の接触機

会の最小化を図ることとした。

- 4 上記2及び3の取り組みに加え、市の全部局が、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、内部管理事務の改善・簡素化を進め、感染拡大防止対策及び医療提供体制の強化並びに市内経済の安定に向けた取り組みなどに注力することとし、取り組み方針を改定した。
- 5 学校の行動基準をレベル1からレベル2に引き上げ、児童・生徒に加え、同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合も児童・生徒を出席停止とすることとした。

また、小・中学校における学校開放事業は、当面の間、中止とすることとした。

- 保育園、児童クラブ、子育て支援センターは、通常どおり開所することについての報告。
- 保健所の体制強化のため、保健所機能の一部を市役所へ移転することについての報告。